

資料配布の場所・日時

1. 筑波研究学園都市記者会（資料配付）
 2. 国土交通記者会（資料配布）
 3. 国土交通省建設専門紙記者会（資料配布）
- 日時：令和3年11月1日 14時同時配付



令和3年11月1日
国立研究開発法人土木研究所

革新的社会資本整備研究開発推進事業研究課題の公募開始について

国立研究開発法人 土木研究所（理事長 西川和廣、茨城県つくば市）は、令和3年11月1日（月）から令和4年2月10日（木）まで、「橋の診断に活用できる3次元画像情報を取得する点検支援技術」を研究課題とした革新的社会資本整備研究開発推進事業の公募を開始します。

1. 革新的社会資本整備研究開発推進事業とは

国土強靱化や戦略的な維持管理、生産性向上等に資するインフラに関する革新的技術の研究開発を支援し、公共事業等での活用を推進するための委託研究制度です。事業の詳細は別紙をご参照下さい。

2. 公募概要

1) 公募研究課題

橋の診断に活用できる3次元画像情報を取得する点検支援技術

診断者に様々な角度から橋を構成する部材の状態を画像情報として提供することにより、信頼性と効率性の向上を両立させた診断ができるようにするため、狭隘な空間に位置する部位や複雑な部材間の接合部であっても、大がかりな資機材を要せずに、近接目視に代わる3次元画像情報を取得することができる点検支援技術を開発する。

※公募要領、課題提案書（雛形）、事務処理要領は、以下の URL から入手して下さい。

<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyoku/index.html>

2) スケジュール（予定）

公募期間：令和3年11月1日（月）～令和4年2月10日（木）

課題提案書受付期間：令和3年12月6日（月）～令和4年2月10日（木）17：00

ヒアリング：令和4年2月中旬（必要に応じ実施）

審査結果通知：令和4年3月下旬

※応募・採択状況によっては、追加公募あるいは受付期間の延長があり得ます

問い合わせ先

国立研究開発法人土木研究所 企画部研究企画課、技術推進本部

住所：〒305-8516 つくば市南原1-6

e-mail: kakushin_sougou(a)pwri.go.jp

※(a)を@に変更して下さい。

※お問い合わせの受付はメールのみとさせていただきます。

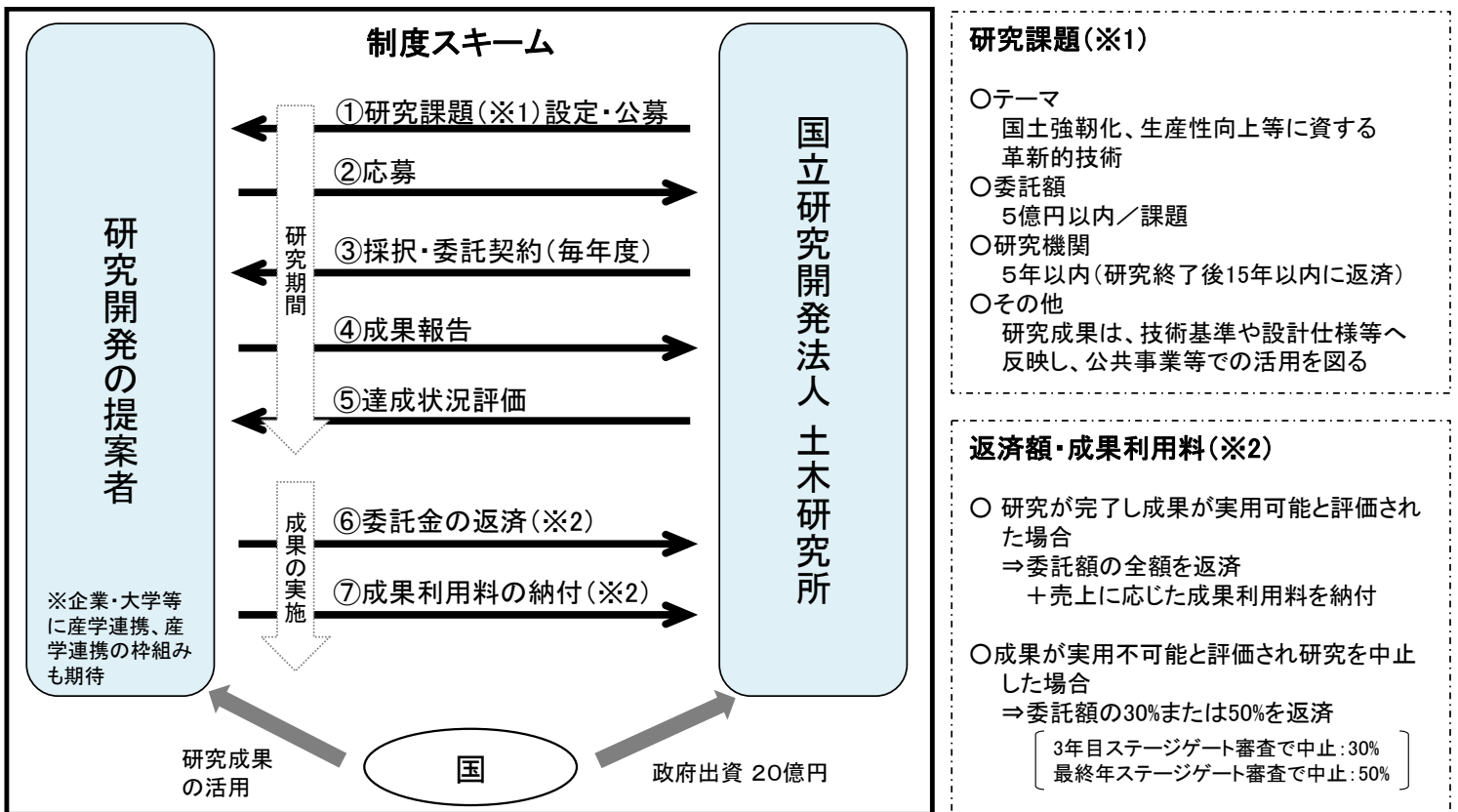
革新的社会資本整備研究開発推進事業

国土強靱化や戦略的な維持管理、生産性向上等に資するインフラに関する革新的な産・学
の研究開発を支援し、公共事業等での活用を推進するための委託研究制度を創設しました。

☆委託研究制度の目的

国土強靱化や戦略的な維持管理、生産性向上等に資するインフラに関する革新的技術を
公共事業等において活用するため、産学連携、産産連携などによる実用化に向けた研究開
発を支援します。

☆委託研究制度の内容



☆その他

予算:平成30年度一般会計補正予算(第2号)
事業費:20億円

- 問い合わせ先 土木研究所企画部研究企画課、技術推進本部
e-mail: kakushin_sougou(a)pwri.go.jp
※(a)を@に変更してください。
※お問い合わせの受付はメールのみとさせていただきます。

革新的社会資本整備研究開発推進事業の概要

事項	内容
申請者に関する基本要件	<p>(1) 日本国内に法人格を有すること。</p> <p>(2) 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。</p> <p>(3) 研究開発等の成果を実施できる体制があること。</p> <p>(4) 目標達成後、返済できる財務基盤を有すること。</p> <p>(5) 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(a) 直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上している。</p> <p style="margin-left: 20px;">(b) 直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。</p> <p style="margin-left: 20px;">(c) 直近3期の決算報告書がない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(d) 破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている又はしている。</p> <p>(6) 研究開発の元となる原権利がある場合では、応募時に以下の要件を全て満たすこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(a) 原権利は、応募時点で実用性が検証されているものの、未だ実用化されていない新規なものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(b) 少なくとも研究開発しようとしている範囲に限り、原権利の所有者から土研に対して当該原権利の再実施権付独占的通常実施権等を設定できること。</p> <p>ただし、公募開始日において、設立日から20年以内で、かつ未上場又は新興市場のみ上場している企業の場合、上記(1)～(3)、(5)(d)、(6)の全てを満たすこと。</p>
研究開発期間	原則、最長5年
委託費の額	原則、総額5億円以内（一般管理費含む）
対象経費	研究開発に要する設備、消耗品、旅費、人件費・謝金、施設賃貸料、施設改造費、機器リース費用、保険料、一般管理費、再委託費等
達成目標	インフラ分野における実用化のための技術水準と普及のための技術目標を定量的に設定していただきます。
返済義務	<p>■目標を達成した場合：土研支払額の全額（返済方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、研究開発実施期間にかかわらず目標達成確認後15年以内の返済（傾斜配分の設定が可能、また、繰上返済も可能）又は一括返済。 ・5年間の上限期間を超える研究開発実施期間で研究開発を実施した場合でも、研究開発実施期間・返済期間の合計が20年を超えないものとする。（この場合、研究開発実施期間が5年間を超えた分だけ返済期間が短くなる。） <p>■目標未達の場合：土研から受領した委託費の一定割合（中間審査における審査で開発を中止する場合は、30%。最終審査で目標未達の場合は、50%）、土研支払額で取得した物品等がある場合は土研の基準で算定した当該物品の評価額の支払いとなり、一括又は一定の条件を満たす場合は分割で返済します。本事業の委託費で研究開発を行った成果（特許、ノウハウ、データなど）の以後の代表機関、分担機関による利用・実施は不可となります。</p> <p>（返済方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、一括返済。 <p>■中止の時：土研支払額の全額（返済方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、一括返済。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発終了後、額を確定させ、改めて、返済に関する契約を交わすものとします。
担保／債務保証	<p>委託期間：代表機関の財務状況によっては、採択条件として、委託研究開発契約締結時に委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定を求める場合があります。</p> <p>返済期間：分割返済の場合、原則として委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定が必要。</p> <p>担保物件：法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社、銀行等による保証（個人所有資産は担保の対象としません）。条件を満たせば、委託費の1/2を上限に委託期間中に出願した特許等の知的財産権を充当することも可能です。</p>
研究開発成果（知的財産権の取り扱い）	研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業競争力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定される要件を満たすことを前提に、受託者に帰属します（日本版バイ・ドール規定）。
成果利用料	研究開発を実施した機関は、委託研究開発契約締結時にあらかじめ設定した対象製品又は対象サービスの売上げに応じた成果利用料（売上げの1%）を土研へ支払っていただきます。支払期間は、目標達成確認後、15年とします。なお、自社単独技術（特許）に基づく実用化開発の場合は、成果利用料は売上げの0%（支払なし）とします。
審査方法・評価の観点	<p>審査方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土研による審査（書類選考及び必要に応じて面接） 2. 課題評価委員会（外部の有識者等）による審査 <p>評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 研究開発の必要性と導入効果／b. 研究成果の新規性／c. 事業化の可能性／d. 研究開発計画の妥当性／e. 財務等審査 <p>・採択決定後、土研と協議して委託研究開発契約を締結します。</p>

※詳細は、「革新的社会資本整備研究開発推進事業公募要領」、「革新的社会資本整備研究開発推進事業事務処理要領」等をご参照ください。